

徳島県読書バリアフリー推進計画（第二期）

素 案

令和8年 月

徳島県教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の位置づけ…………… p 1
- 2 他の計画との関係…………… p 1
- 3 計画の対象者…………… p 1
- 4 計画の推進・評価…………… p 2
 - (1) 計画期間
 - (2) 推進体制
 - (3) 計画の周知
 - (4) 評価

第2章 視覚障がい者等の読書に係る現状

- 1 法律及び施策について…………… p 3
- 2 視覚障がい者等が利用しやすい書籍について…………… p 5
 - (アクセシブルな書籍・電子書籍等)
- 3 視覚障がい者等の読書を支援する体制について…………… p 7
- 4 「読書バリアフリー推進計画（第一期）」の成果と課題…………… p 9

第3章 計画の基本方針

- 1 計画の基本的な考え方…………… p 1 1
- 2 施策の基本的な方向…………… p 1 2

第4章 施策の方向性

- 1 アクセシブルな書籍等の充実及び製作人材の育成・確保…………… p 1 3
- 2 アクセシブルな書籍等の入手及び利用のための支援…………… p 1 6
- 3 読書を支援する環境の充実と人材の養成…………… p 1 8

第1章 計画策定にあたって

1 計画の位置づけ

本計画は、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）第8条に基づき、徳島県における「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」として策定するものです。

本県において「読書バリアフリー法」の理念を具現化するとともに、デジタル化の進展をはじめとする社会の変革に対応し、視覚障がい者等への支援施策の一層の充実強化を図るため、法第8条第2項に基づき設置した「徳島県読書バリアフリー推進協議会」での協議・提言等をはじめ、広く県民からお聞きした御意見を反映し、令和3年7月に、徳島県教育委員会において「徳島県読書バリアフリー推進計画」（第一期）を策定いたしました。

その後、計画に基づき、視覚障がい者等の読書バリアフリー環境の整備・充実、ひいては障がい者の社会参画の更なる推進と、共生社会の実現を目指し、様々な取組を行ってまいりました。

こうした中、国は令和7年3月に「視覚障がい者等の読書環境の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）（第二期）」を策定いたしました。

徳島県でも国の第二期基本計画を踏まえつつ、本県の現状に即した「徳島県読書バリアフリー推進計画」（第二期）」（以下「第二期推進計画」という。）を策定いたします。

2 他の計画との関係

本計画は、「徳島県子どもの読書活動推進計画〔第5次推進計画〕」（令和6年10月策定）及び「徳島県障がい者施策基本計画」（令和6年度～令和11年度）」（令和6年3月策定）における基本理念や方針と連携、整合を図り、視覚障がい者等の読書バリアフリー環境を実現するための具体的な事項を定めるものです。

3 計画の対象者

本計画は、読書や図書館利用に困難のある視覚障がい者（盲、弱視、盲ろう等）、読字に困難があるディスレクシア※1等を含む発達障がい者、知的障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である者（以下「視覚障がい者等」という。）を対象とします。

なお、「書籍」には、雑誌、新聞、その他の刊行物も含みます。

また、ロービジョン※2など障がい者手帳の所持の有無は問いません。

4 計画の推進・評価

(1) 計画期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）の5年間とします。

(2) 推進体制

本計画に基づき、市町村関係部局や福祉・障がい者関係団体、図書館、ボランティア等と連携・協働し、視覚障がい者等の読書バリアフリー環境を実現するための施策を推進します。

(3) 計画の周知

本計画や支援施策の周知を図るため、県のホームページやSNS等で情報発信を行います。周知にあたっては、わかりやすい内容となるよう工夫するとともに、点字版や音声読み上げに対応したテキストデータを作成し、関係機関と連携して、広く周知を図ります。

(4) 評価

視覚障がい者等のニーズや、国及び本県の障がい者施策の動向に迅速に対応するため、毎年、各施策について、成果指標の進捗状況を把握、評価し、必要に応じて施策の見直しを行います。また、今後、国から具体的な目標や達成時期等が示された場合も、必要な見直しを行います。

※1 ディスレクシア

学習障がい的一种とされる読字障がい者の正確な人数は把握されていませんが、文部科学省の令和4年度「通級による指導実施状況調査」によると、学習障がい（LD）を理由に、公立小・中・高等学校の通級による指導を受けている生徒は全国で36,988人であるとされています。

※2 ロービジョン

何らかの原因により視覚に障がいを受け「見えにくい」「まぶしい」「見える範囲が狭くて歩きにくい」など、日常生活での不自由さをきたしている状態をいいます。

第2章 視覚障がい者等の読書に係る現状

Ⅰ 法律及び施策について

(1) 国の状況

平成25年に、障がい者の著作物利用を促進するための「マラケシュ条約※3」が世界知的所有権機関において採択され、また、平成30年の著作権法改正に伴い、「障がい者の読書環境のさらなる充実が必要」との気運が高まったことを受けて、国において、令和元年6月に「読書バリアフリー法」が施行され、令和2年7月には、同法に基づき「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（第一期）（以下「読書バリアフリー基本計画」（第一期）という。）が策定されました。

「読書バリアフリー法」は、障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目的としており、「読書バリアフリー基本計画」（第一期）において、基本的な方針や、国が総合的・計画的に講ずべき施策、その他の必要な事項が定められ、策定後は、計画に記載されている各施策の課題解決、及び促進に向けた取組が進められてきました。

令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が公布・施行されるとともに、令和6年4月からは、障害者差別解消推進法の改正法が施行され、民間企業における障がい者への合理的配慮の提供が義務化されるなど、社会全体として情報保障への関心が高まりを見せています。こうした中、国において、令和7年3月に「視覚障害者等の読書環境の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）第二期」が策定されました。

(2) 本県の状況

徳島県では、昭和39年から点字図書館を設置し、視覚障がい者への情報提供を行ってきました。現在は「視聴覚障がい者支援センター※4」において、点字・録音図書などを製作し、利用者へ貸出を行うとともに、点訳・音訳に携わる人材の育成、障がい者への読書支援機器の紹介や使い方の訓練など、障がい者の読書環境の向上に取り組んできました。

県立図書館の障がい者サービスは、平成2年11月の新館開館とともに本格的にスタートしました。大活字本やデジター図書といった多様な資料の収集や、来館が困難な障がい者への郵送貸出サービスなど、障がいの有無に関わらず、県民が読書活動を行えるよう取り組んできました。

平成29年には、県議会からの提案により「徳島県読書活動の推進に関する条例」が制定されるとともに、令和元年には第4次となる「徳島県子どもの読書活動推進計画」を策定し、障がい者の読書活動を支援する人材の育成に向け、高校生や県内読書ボランティアの参加による読み聞かせボランティア講習会や特別支援学校での実践会の開催、小中学校図書館の運営を支援する図書館サポーターの養成等、誰もが本や文字に触れることができる施策の充実に取り組んできました。

令和3年7月には「徳島県読書バリアフリー推進計画」を策定し、障がいの有無に関わらず、全ての県民が等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境整備を目指し、計画に記載されている各施策に取り組んできました。また、令和6年10月には第5次となる「徳島県子どもの読書活動推進計画」を策定し、第4次推進計画の取組をより強化するとともに、障がい者の読書活動を支えるための図書館の整備と連携の促進、地域における子どもの読書活動を支える連携体制の構築に向けて取り組んでいるところです。

※3 マラケシュ条約

正式名称は「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」といいます。本条約の締結国間で、視覚障がい者等が利用しやすい様式の複製物を国境を越えて交換することを可能としました。

※4 視聴覚障がい者支援センター

目や耳が不自由な方の情報提供施設として平成18年に開設されました。徳島県立障がい者交流プラザ内（所在地：徳島市南矢三町2丁目1-59）にあり、点字図書館や情報機器訓練施設を備えています。

2 視覚障がい者等が利用しやすい書籍について (アクセシブルな書籍・電子書籍等)

視覚障がい者等が利用しやすい書籍として、点字図書、録音図書、拡大図書、触る絵本、布の絵本、L.L.ブック等（以下「アクセシブルな書籍」という。）や、デイジー図書（音声デイジー・マルチメディアデイジー・テキストデイジー）、オーディオブック、テキストデータ、音声読み上げ対応の電子書籍等（以下「アクセシブルな電子書籍等」という。）など、様々な本があります。

これらのアクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等（以下「アクセシブルな書籍等」という。）について、本県の点字図書館や県立図書館等を中心に、利用者のニーズに対応できるよう、所蔵する書籍の拡充を進めています。

○点字図書

点訳された本。かつては点字盤を使った手打ちで製作していたが、近年の点字図書製作においてはパソコン点訳が主流。

○録音図書

録音された本。かつてはカセットテープに録音したアナログ録音図書であったが、現在はデイジー図書等のデジタル録音図書が主流。

☆デイジー図書

デジタル録音図書。デイジー(DAISY)とは、「Digital Accessible Information System」の略で、視覚障がいなどで活字の読みが困難な人のために製作される、デジタル図書の国際標準規格。CD1枚に50時間以上の録音ができ、章や見出し、ページごとに聞きたい場所へ移動できる機能がある。音声の速さも変えることができる。

★音声デイジー

図書や雑誌の内容を録音して音声にしたもの。図や写真の説明も入っている。

★マルチメディアデイジー

音声と一緒に、文字や画像が表示される。表記された文を音声で聞きながら、画面上で絵や写真を見ることができる。読み上げているフレーズの色が変わるハイライト機能があり、どこを読んでいるのかが一目でわかる。また、自分が読みやすいように、文字の大きさ、音声のスピード、文字や背景の色を選ぶことができ、発達障がい者や上肢障がい者等、様々な人が利用できる。

★テキストデイジー

文字や画像が表示されるデジタル図書。音声データは入っていないが、デイジー再生機等の音声合成機能でテキストを読み上げて聴くこともできる。ハイライト機能もある。

○拡大図書(大活字本)

目の見えにくい方が読みやすいよう大きな文字で書かれた本。

○触る絵本

指で読むために作られた絵本。すでに出版されている絵本の変形版で、文字の所には点字を、絵の部分は樹脂インクで凸状にしたり、布や毛糸などを貼り付けたりして、立体的に分かる工夫が施されている。

○布の絵本

本全体が布で作られた絵本。絵の部分に切り抜いたフェルトを縫い付け、マジックテープやスナップ、ボタン、ファスナー、ひもで、留めたり外したりできるようにし、文の部分を手書きした、絵本と遊具の性質を兼ね備えた本。

○L.L.ブック

「L.L.」とはスウェーデン語の「分かりやすく・読みやすい」を略したもの。ふりがな、大きな絵や写真、短い文章を使うなど、理解しやすい工夫をした本。

○オーディオブック（録音CD）

声優等が書籍を朗読し、録音した「耳で聴く書籍」。

○テキストデータ

何の装飾もない文字だけのデータ。音声読み上げソフトを使って音声にして本を読むことが可能になる。

○電子書籍

近年市場で普及している書籍で、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って目次から読みたいページに移動したり、文字の大きさ・色・フォント・背景の色を変えられることができたりする。視覚障がい者等が利用しやすい音声読み上げ対応の書籍もある。

3 視覚障がい者等の読書を支援する体制について

(1) 視聴覚障がい者支援センターや公立図書館等における支援の状況

視覚障がい者等がアクセシブルな書籍等を入手するために、主に利用しているのが視聴覚障がい者支援センターと公立図書館です。

視聴覚障がい者支援センターでは、センター内に設置されている点字図書館において、点字図書、録音図書等の製作、貸出・郵送サービス、個人のニーズに応じた点訳・音訳サービス、対面音訳サービス等を行っています。また、センターでは、中途視覚障がい者等への点字訓練、パソコン等の情報機器訓練のほか、読書支援機器である拡大読書器、音声拡大読書器、デイジー図書再生機等の展示・体験もできるように整備されており、デイジー図書再生機の貸出も行っています。

県立図書館では、大活字本、デイジー図書、L.L.ブック、オーディオブック等の提供、郵送貸出サービス、拡大読書器やデイジー図書再生機等の読書支援機器の設置、音声読み上げ対応の電子書籍の提供を行っています。また、国立国会図書館が提供する視覚障害者等用データ送信サービスの送信承認館※5となっており、視覚障がい者等に向けたサービスの提供を行うことができます。

さらに、市町村立図書館においても、大活字本やオーディオブック、バリアフリー対応DVDの貸出、読書支援機器の設置、対面朗読、バリアフリー上映会の開催や、障がい福祉サービス事業所等と連携した図書館利用の支援を行っています。

今後も、各施設において、利用者のニーズに対応した障がい者サービスの一層の充実が望まれます。

(2) サピエ図書館について

サピエ図書館とは、視覚障がい者等の活字による読書に困難のある人が利用できる、インターネット図書館です。着実に増加している点字や音声などの40万件以上の図書データを直接利用できるだけでなく、全国490以上の図書館等が所蔵する84万件に及ぶ点字・録音図書目録も利用して、パソコンや専用機器、スマートフォンを使って読書をすることができます。本県においても、直接、間接的に利用され、近年は音声デイジーをはじめとするデジタル録音図書のニーズが非常に高くなっています。

※5 送信承認館

国立国会図書館が提供する「視覚障害者等用データ送信サービス」の対象資料を、登録利用者に提供することを国立国会図書館から承認された図書館。

（３）国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスについて

みなサーチ※６を窓口とする国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスにより、国立国会図書館や全国の公共図書館や大学図書館などが製作した約３００万点のデイジー図書・テキストデータ・点字データ等をインターネット経由で利用することができます。

（４）点訳・音訳図書等の製作

徳島県における点訳・音訳図書の製作は、視聴覚障がい者支援センターが運営する点字図書館及び登録ボランティアが担っています。

良質な書籍を提供するため、講習を受けて製作のスキルを身につけ、点訳においては、選書・読みの調査・点訳・校正・修正を、また、音訳図書においては、選書・読みの調査・音訳・デイジー編集・校正・修正といった一連の作業を行っており、いずれも時間と集中力を要します。

近年、製作人材の確保が難しくなっていることから、今後は若年者の人材確保・育成や、継続して活動を行うことができる体制づくりとともに、点字図書館のノウハウを活かし、多様な関係者の参加による支援体制の拡大につなげていくことが必要です。

（５）ＩＣＴスキル習得の支援

令和５年に視聴覚障がい者支援センター内に開設された徳島県障がい者ＩＣＴサポートセンターでは、視覚、聴覚障がい者がアクセシブルな書籍等を利活用できるための読書支援機器やパソコン等の情報機器訓練を行っています。今後、視覚障がい者等がアクセシブルな書籍を利活用できるためのＩＣＴスキル習得を支援する人材がますます必要となってきます。

※６ みなサーチ

国立国会図書館障害者用資料検索システム。

4 「徳島県読書バリアフリー推進計画」（第一期）の成果と課題

①アクセシブルな書籍等の充実及び製作人材の育成・確保

	成果指標	令和2年度 基準値	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値
つくる・そろえる	点字図書館のアクセシブルな書籍等〈タイトル数〉	所蔵数	21,834	22,654
		年間貸出数	7,175	7,200
	点字図書館のアクセシブルな書籍等のサピエ図書館への年間アップロード数		95	117
	県立図書館のデイジー図書・マルチメディアデイジー図書〈タイトル数〉	所蔵数	464	598
		年間貸出数	20	166
	県立図書館の音声読み上げ対応電子書籍〈タイトル数〉		333	1,415
	点訳・音訳奉仕員の年間養成者数		20	12
	高校生の点訳・音訳講習会及び製作体験参加者数〈累計〉		—	106
				100

点字図書館内のアクセシブルな書籍等、また県立図書館のデイジー図書・マルチメディアデイジー図書の所蔵数は増加してきており、音声読み上げ対応電子書籍数も目標値を上回ることができました。点字図書館のアクセシブルな書籍等のサピエ図書館へのアップロード数も増えており、様々な障がいに応じたアクセシブルな書籍等の量的拡充に努めてきました。

また、令和3年度から高校生のための音訳・点訳講習会を実施するとともに、県内の高校放送部を対象とした音訳図書の製作体験を行い、若年者の製作人材の育成に寄与する取組を進めてきました。令和6年度には目標値を達成する体験参加者数となり、高校生等の若い世代をはじめ、学校関係者や県民への音訳・点訳の製作の周知にもつながりました。点訳奉仕者の養成については、令和7年度から講習会を通信講座で実施するなど、受講者数の増加に向けた取組を行っています。アクセシブルな書籍等の製作を担うボランティアの方の高齢化に伴い、若年層をはじめとするボランティア人材の育成は引き続き必要となっています。また、製作にはたいへんな手間がかかることから、製作する方の負担軽減への取組も今後の課題となっています。

②アクセシブルな書籍等の入手及び利用のための支援

	成果指標	令和2年度 基準値	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値
(2) つかう	サピエ会員（個人会員）登録者数	111	126	150
	点字図書館の利用登録者数	729	712	850
	点字図書館のアクセシブルな書籍等を利用するための端末機器の延べ貸出回数	8	5	50

視覚障がい者等が、アクセシブルな書籍等をいつでもどこからでも入手できるよう、サピエ図書館等サービスの周知を図ってきました。障がい者(特に中途障がい者等)の方には、読書支援機器の活用方法やインターネット上の電子図書館サービスの利用方法について知らない方が依然多いことも推察されることから、読書支援機器の操作方法やインターネット電子図書館サービスの利用方法も含めて、引き続き周知を広く行うことが今後の課題となっています。

③読書を支援する環境の充実と人材の養成

	成果指標	令和2年度 基準値	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値
(3) さひ さろ えげ るる	公立図書館等へのバリアフリー図書セットの貸出件数〈累計〉	－	25	50
	図書館職員等への読書バリアフリー関連講座や研修会の受講者数〈累計〉	－	356	150

点字図書館内に、様々な障がいに対応できる読書支援機器として「バリアフリー図書セット」を整備、拡充し、令和6年度末には8セットが整いました。公立図書館、学校図書館等へのバリアフリー図書セットの貸出を行い、広く県民に周知し体験する機会を設けるとともに、視覚障がい者等の読書機会の充実を図りました。

また、点字図書館及び公立図書館等と連携し、読書及び図書館利用を支援する司書・司書補・司書教諭・学校司書及び職員等の図書館関係者を対象に、視覚障がい者等の読書支援に係る研修会を実施し、学校図書館のサポート人材を養成する「図書館サポーター養成講座」の中でも、障がい者の読書支援方法等の研修を行いました。令和6年度までに多くの方が受講し、読書を支援する人材の育成を進めることができました。

第3章 計画の基本方針

Ⅰ 計画の基本的な考え方

読書は、障がいの有無に関わらず、一生涯にわたって、県民の皆様の学びや成長を支え、生活するために重要な情報を得る手段であり、教育や就労を実現する重要な活動です。特に、学校教育段階においては、教科書以外にも、副読本、参考書、資料集、学術論文等が学習活動の支えとなっています。また、高等学校や大学、職業教育機関への進学のほか、資格取得や就職活動等のあらゆる段階において、書籍を通じて専門的知識を得ることが不可欠です。さらに、読書は人生を豊かにする重要な文化活動であり、成人期、高齢期に至るまで、全ての人が等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境整備が望まれています。

一方で、読書バリアフリー法の施行から5年が経過し、さらに国の「読書バリアフリー基本計画」（第二期）において指摘されているように、令和6年4月から、改正障害者差別解消法の施行により、合理的配慮の提供義務の範囲が民間企業まで拡大されたところですが、視覚障がい者等が利用しやすい書籍等の数がニーズに対してまだ十分に整備されているとは言えません。サピエ図書館や国立国会図書館を含む、各図書館が所有する様々な形態のアクセシブルな書籍等について、関係機関・団体間で情報を共有する仕組みが整備されてきている中、今後も点字図書館と公立図書館等と連携を図り、視覚障がい者等が利用しやすい書籍等について継続して周知を行い、十分かつ円滑な利用を促進する必要があります。また、近年では、電子書籍等が市場で普及しつつありますが、音声読み上げに対応したアクセシブルな電子書籍はいまだ多くなく、電子書店サイトのアクセシビリティも十分ではないという現状があります。さらに、視覚障がい者等が利用しやすい書籍等の製作に協力する人材の確保が難しくなっており、今後の継続的な供給体制に課題があります。視覚障がい者等にとってアクセシブルな書籍等を充実させ、利用しやすい環境を整えていくことが必要です。

また、障がいの特性及び程度によって、利用しやすい書籍等の形態及び利用方法は異なるとともに、読書や図書館利用の困難さも様々です。文字が見えにくいために図書館で本を探すことが困難な人や、発達障がいや知的障がい等により、本を探して返却するまでの手順に困難があったり、困ったときに助けを求めたりしづらい人は、図書館に行くことや読書をするををあきらめてしまうケースがあります。視覚と聴覚の両方に障がいを併せ持つ盲ろうの人は、視覚と聴覚の両方の情報が同時に失われることで、情報入手・コミュニケーション・移動など、様々な場面で困

難が生じます。ALS（筋萎縮性側索硬化症）のように、文字を読むことはできるものの、本を持ったりページをめくったりすることができない人や、コミュニケーションに困難があり、読書したいことを伝えられていないケースもあります。学習障がい的一种とされるディスレクシアは読字に困難が伴います。

視覚障がい者等の障がいの特性や程度を把握し、それぞれのニーズに応じた配慮ができるような環境づくりが必要となります。

加えて、障がい者自身による読書の実現を図るため、読書支援機器やサピエ図書館等の利用促進が重要となりますが、様々な支援機器の特徴や障がい特性への適応事例について、周知・情報共有が十分でなかったり、障がいの重度・重複化、高齢化等により、ICT機器の入手や使用が難しい人も多くなっています。

本計画は、これらの背景を踏まえ、多様な関係者が連携して「読書バリアフリー」をハード・ソフト両面から推進することにより、居住地域や障がいの有無に関わらず、全ての県民が等しく読書や活字に触れることができる環境の実現を目指すとともに、それを支えるサポート人材の養成や確保を図るため、「徳島県読書活動の推進に関する条例」との調和を図りながら、必要な方策について示すものとし

2 施策の基本的な方向

（１）アクセシブルな書籍等の充実及び製作人材の育成・確保

障がいの特性や程度に応じた、様々な分野のアクセシブルな書籍等の充実を図るとともに、関係者の連携体制を構築し、製作人材の育成・確保を図ります。

（２）アクセシブルな書籍等の入手及び利用のための支援

視覚障がい者等が、アクセシブルな書籍等をいつでもどこからでも入手できるよう、サービスの周知や、読書支援機器の入手及び利用方法習得のための支援体制を整備します。

（３）読書を支援する環境の充実と人材の養成

視覚障がい者等が図書館を円滑に利用するための環境づくりを促進するとともに、利用を支援する関係者の養成・資質向上、共生社会実現の気運醸成を図ります。

第4章 施策の方向性

Ⅰ アクセシブルな書籍等の充実及び製作人材の育成・確保

〈基本的な考え方〉

障がいの特性や程度によって利用可能な本の形態は異なるため、様々な障がいに対応したアクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上を図ります。

また、個人の学びや成長を支え、教育活動・就職活動・職業生活等の人生のあらゆる段階において、書籍を通じて情報を入手し、専門的知識が得られるよう、多様な分野のアクセシブルな書籍等の充実を図ります。

さらに、視覚障がい者等のニーズに応じた書籍の製作が継続的にできるための環境整備を進めるとともに、製作人材の育成・確保に努めます。

〈具体的な施策〉

（Ⅰ）アクセシブルな書籍等の充実及び連携体制の構築

- 点字図書館、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館等において、各々の役割に応じ、アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上に資する方法の共有及び、その積極的活用等を通じて、引き続きアクセシブルな書籍等の充実に努めるとともに、県内どこからでも必要な書籍が入手できるよう、相互貸借等の仕組みづくりをより一層進めます。
- 点字図書館等が今まで培ってきたノウハウを生かし、引き続き障がいの特性及び程度、また視覚障がい者等のニーズに応じたアクセシブルな書籍等が充実するよう、点字図書館等による製作の支援を行います。

(2) 製作人材の育成・確保及び製作環境の整備

- 高校生等への点訳・音訳講習会の開催や、製作体験などを引き続き行い、若年層の製作人材の育成を図るとともに、幅広い年齢層を対象とする点訳・音訳体験会を開催し、視覚障がい者等や点訳・音訳などへの理解を広げることで、製作人材の裾野の拡大を図ります。
- 地域における製作人材の募集・育成や継続的な活動のための方策、また、出版社等のデジタルデータ提供の動向や近年急速に進んでいる技術の進歩に応じた多様な関係者による効率的な製作体制について、検討を行います。
- 視覚障がい者等や各特別支援学校のニーズに応じた書籍の製作を行うため、公立図書館・点字図書館及びボランティア団体等が連携し、引き続きその製作を行う者に対し、製作の手順や製作された書籍等に関する情報を共有し、製作の効率化を図ります。
- 点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実及び質の向上を図るため、製作手順や仕様の基準についてサピエ図書館を運営する者※7と情報交換を行い、引き続き製作を行う者への製作手順の共有を図ります。

※7 サピエ図書館を運営する者

日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

※視覚障がい者等のための複製等について

著作権法第37条第3項において、視覚障がい者等の福祉に関する事業を行う者で、政令で定めるものが、視覚障がい者等のためにアクセシブルな書籍等の製作等を行うことができる旨が規定されています。

(1)障がい者施設や図書館等の公共施設の設置者、一定の要件を満たすボランティア団体等

(2)文化庁長官が個別に指定する者

製作に取り組む際は、これらの指定する者の監修のもとで行う必要があります。

	成果指標		令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
(1) つ く る ・ そ ろ え る	点字図書館のアクセシブルな書籍等 〈タイトル数〉	所蔵数	22,654	23,654
		年間貸出数	4,282	5,000
	点字図書館のアクセシブルな書籍等のサピエ 図書館への年間アップロード数		117	120
	県立図書館のデイジー図書・マルチ メディアデイジー図書〈タイトル数〉	所蔵数	598	750
		年間貸出数	166	150
	県立図書館の音声読み上げ対応電子書籍〈タイトル数〉		1,415	2,000
	点訳・音訳奉仕員の年間養成者数		12	30
	高校生の点訳・音訳講習会及び製作体験参加者数 〈累計〉		106	120

2 アクセシブルな書籍等の入手及び利用のための支援

〈基本的な考え方〉

視覚障がい者等が、アクセシブルな書籍等をいつでもどこからでも入手できるよう、サピエ図書館等のサービスの周知を図るとともに、その利用に係る読書支援機器及び端末機器の入手や、利用方法の習得を支援するため、図書館関係者、ICT関係者、福祉部局等の連携体制を強化します。

〈具体的な施策〉

（１）アクセシブルな書籍等の入手支援

- 国立国会図書館の視覚障がい者等用データ送信サービスや、サピエ図書館の十分な活用、また視覚障がい者等が全国にあるアクセシブルな書籍等を統合的に検索できるシステム（みなサーチ）の活用を促進するため、視覚障がい者だけでなく読字に困難がある発達障がい者（ディスレクシア等）や肢体不自由な者など視覚による表現の認識の困難な者も利用できることも含め、図書館関係者や福祉部局等と連携し、研修会の開催やリーフレットの作成等を通じて、これらサービスの周知を図ります。また、サービスの円滑な利用に向けた公立図書館等の連携体制の整備を図ります。
- 学校におけるICT環境整備が進められていることも合わせ、視覚障がい等のある児童生徒がアクセシブルな書籍等を活用できるよう、教職員への研修の機会を設けるなどして引き続き周知を図ります。また、一人一台端末を活用して、全ての児童生徒を含む読書困難者が容易にアクセシブルな電子書籍等を利用できるよう、関係機関と連携した取組を進めます。
- 様々な障がいに対応できる新たな読書支援機器について、視覚障がい者等による体験機会の確保や、図書館等関係者の知識の向上を図るため、点字図書館、公立図書館、学校図書館等が連携し、読書支援機器の貸出及び設置についてより一層の促進を図ります。
- 中途視覚障がい者等が読書支援機器を利用できるよう、市町村福祉部局に対し、身体障害者手帳交付時等にこれら支援機器について紹介できるよう、リーフレット等を通して周知に努めます。

(2) ICTスキルの習得支援

- 視覚障がい者等によるアクセシブルな書籍等の利用を促進するため、読書支援機器やパソコン・タブレット・スマートフォン等（以下、「端末機器等」という。）の利用に当たり、必要な支援を受けられるよう、点字図書館と公立図書館等が連携し、次の取組を行います。
 - ① 視覚障がい者等に対して、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等に関する情報提供及び端末機器の貸出
 - ② サピエ図書館及び国立国会図書館のインターネットを利用したサービス等に係る、端末機器等を用いた利用方法に関する相談及び習得支援
 - ③ 視覚障がい者等が身近な地域において端末機器等の利用に係る講習会等の支援を受けることが可能となるよう、公立図書館等の職員等に対する研修の実施
- 点字図書館及び関係機関・団体と連携し、視覚障がい者等へのアクセシブルな書籍等を利用するためのパソコン等の情報機器訓練に取り組むとともに、ICTスキル習得を支援する人材の養成・確保に取り組めます。

	成果指標	令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
(2) つかう	サピエ会員（個人会員）登録者数	126	150
	点字図書館の新規利用登録者数〈累計〉	51	60
	点字図書館のアクセシブルな書籍等を利用するための端末機器の延べ貸出回数〈累計〉	26	50

3 読書を支援する環境の充実と人材の養成

〈基本的な考え方〉

視覚障がい者等が、自らの興味関心や必要に応じて書籍を選び、読書を楽しむことができるよう、図書館等における円滑な利用のための環境づくりを促進します。

また、生涯を通じた学びの基本となる読書環境の整備を図るため、アクセシブルな書籍等の入手及び図書館利用を支援する人材の養成、資質向上、及び確保に努めます。

さらに、様々な障がいにより読書及び図書館利用に障壁がある人がいることへの、県民への理解促進、共生社会実現への気運醸成を図ります。

〈具体的な施策〉

（１）図書館等の円滑な利用の促進

- 各館の特性や視覚障がい者等をはじめとする利用者のニーズ等に応じ、対面朗読や郵送貸出等の他、対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器やデイジー図書再生機等の読書支援機器の設置、ＣＤやＤＶＤの試聴コーナーの設置、点字による表示、絵やマークを使った分かりやすい表示、動線の工夫、パーテーションの設置、インターネットを活用した情報提供等、各館における障がい者サービスのより一層の充実を図ります。
- 点字図書館、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館とのネットワークを構築し、サピエ図書館との連携の促進、国立国会図書館の視覚障がい者等用データ送信サービスの提供体制等、視覚障がい者等が身近にある図書館を円滑に利用し、読書ができるような環境の整備を進めます。

○ 読書や図書館利用が困難な児童生徒及び学生の読書環境を保障するため、次の取組を推進します。

- ① 学校図書館を活用した読書支援を充実するため、引き続き司書教諭・学校司書及び図書館サポーターの配置を促進するとともに、これら図書館関係者をはじめ、学級担任や通級の担当者、特別支援コーディネーター等の教職員間の連携の重要性について、効果的な実践事例を収集し、周知するなど、支援体制の整備を図ります。
- ② 特別支援学校・特別支援学級設置校・及び視覚障がい等の児童生徒が在籍する学校に対し、アクセシブルな書籍等の整備の充実を促すとともに、視覚障がい等のある児童生徒が社会教育の場である図書館利用について学ぶ機会を設けることの重要性を周知し、具体的な利用方法について情報共有を図ります。
- ③ 読書や図書館利用が困難な児童生徒が、学校図書館において図書館利用について学ぶ機会や、公立図書館等での利用方法を習得できるよう、引き続き点字図書館、公立図書館、学校図書館の連携を図り、支援する取組を進めます。

(2) サポート人材の養成・確保

- 点字図書館及び公立図書館等と連携し、読書及び図書館利用を支援する司書・司書補・司書教諭・学校司書及び職員等の図書館関係者を対象に、様々な障がいの特性、及び障がい者サービスに関する内容を理解し、支援方法を習得するための研修、読書支援機器の使用法に習熟するための研修を実施します。さらに、公立図書館等において求められる障がい者サービスが高度化・多様化していることから、情報アクセシビリティやデジタル化に関する先進事例の共有を行うなど、資質の向上を図ります。また、ピアサポート※8ができる司書及び職員等の育成や環境整備を行います。
- 特別支援学校、特別支援学級設置校及び視覚障がい等のある児童生徒が在籍する小中学校への図書館サポーターの配置促進に向け、引き続き図書館サポーター養成講座において、視覚障がい者等への読書を支援する方法等を習得する講座を設けます。

※8 ピアサポート

同じような立場の人によるサポートのこと。障がい当事者としての経験を活かしてサポートすること。

(3) 県民への理解促進

- 視覚障がい者等の図書館の利用促進、また、視覚障がい者等を含めて広く社会に読書バリアフリーの普及・啓発を図るため、公立図書館等において、アクセシブルな書籍等について紹介するコーナーの設置（例えば、「りんごの棚」※9等の設置）や、読書バリアフリー図書の展示、体験会等の取組の促進を図ります。
- 障がい特性により、読書及び図書館利用に様々な障壁があることや、様々な読書媒体・読書支援機器を用いた読書方法があるということを、ホームページ等で広く県民に周知するとともに、誰もが身近な図書館を利用して読書に親しむことができるよう、共生社会の実現に向けた気運醸成を図ります。

	成果指標	令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
(3) さひ さろ えげ るる	公立図書館等へのバリアフリー図書セットの貸出件数<累計>	25	50
	アクセシブルな書籍等について紹介する取組※を実施する公立図書館の割合	推進	80%
	図書館職員等への読書バリアフリー関連講座や研修会の受講者数<累計>	356	400

※アクセシブルな書籍等について紹介するコーナーの展示や設置、体験会の実施等

※9 りんごの棚

スウェーデンの図書館でスタートしたアクセシブルな書籍等の紹介コーナーです。